

(様式2)

計画作成年度	平成29年度
計画変更年度	令和元年度
計画主体	焼津市

焼津市鳥獣被害防止計画（変更）

<連絡先>

担当部署名 焼津市経済産業部農政課
所在地 焼津市本町二丁目16番32号
電話番号 054-626-2157
FAX番号 054-626-2188
メールアドレス nousei@city.yaizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン
計画期間	平成30年度～令和2年度
対象地域	静岡県焼津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	280 a	2,242千円
	イモ類	6 a	78千円
	野菜	95 a	1,049千円
	工芸作物（茶）	14 a	95千円
	稲	7 a	12千円
	合計	402 a	3,476千円
ハクビシン	果樹	81 a	77千円
	野菜	1 a	33千円
	合計	82 a	110千円
合計	果樹	361 a	2,319千円
	イモ類	6 a	78千円
	野菜	96 a	1,082千円
	工芸作物（茶）	14 a	95千円
	稲	7 a	12千円
	合計	484 a	3,586千円

(2) 被害の傾向

耕作放棄地や放任果樹などイノシシ等の野生鳥獣が生息しやすい環境が依然として多い状況にある。

特にイノシシによる被害が多く、中山間地を中心に農作物等被害が発生しており、被害面積・被害金額ともに依然として高い状態である。被害は1年を通して発生しており、農作物では、柑橘、野菜、イモ類など多岐にわたっているほか、茶園やミカン畑の幼木・園地の掘り起し、石垣の損壊、法面や道路肩の崩落等の農作物以外の被害も深刻である。集落内への侵入も目撃されており、周辺住民等への人的被害の発生も懸念される。

また、新たな有害鳥獣（ニホンジカ、アナグマ）の目撃情報が増加しており今後、被害の拡大が懸念される。

さらに、ハクビシンによる果樹やトウモロコシ等の食害が発生しており、今後、被害の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指針	現状値（平成28年度）			目標値（令和2年度）		
	被害品目	被害面積	被害金額	被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	280 a	2,242千円	果樹	252 a	2,017千円
	イモ類	6 a	78千円	イモ類	5 a	70千円
	野菜	95 a	1,049千円	野菜	85 a	944千円
	工芸作物(茶)	14 a	95千円	工芸作物(茶)	12 a	85千円
	稲	7 a	12千円	稲	6 a	10千円
	合計	402 a	3,476千円	合計	361 a	3,128千円
ハクビシン	果樹	81 a	77千円	果樹	72 a	69千円
	野菜	1 a	33千円	野菜	0.9 a	29千円
	合計	82 a	110千円	合計	73 a	99千円
合計	果樹	361 a	2,319千円	果樹	324 a	2,086千円
	イモ類	6 a	78千円	イモ類	5 a	70千円
	野菜	96 a	1,082千円	野菜	85.9 a	973千円
	工芸作物(茶)	14 a	95千円	工芸作物(茶)	12 a	85千円
	稲	7 a	12千円	稲	6 a	10千円
	合計	484 a	3,586千円	合計	434 a	3,227千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援事業により、捕獲者への経費の支援を行い、被害防止目的の捕獲を実施。 ・ 市または焼津市鳥獣被害防止対策協議会において、捕獲資材（箱わな等）を購入し、捕獲者等への貸出しにより、捕獲を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲者の高齢化や減少による担い手が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者の行う電気柵やフェンス等の防除策に対し、資材費への助成支援。 ・ 鳥獣被害相談の際に、市職員による現地確認を行い、耕作放棄地や藪等の刈り払い、防護柵設置など鳥獣被害対策の必要性や防除方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者毎に鳥獣被害対策に対する意識の差がある。 ・ 耕作者の高齢化や兼業農家の増加により、鳥獣対策への投資意欲や農作物生産意欲の低下により、耕作放棄地や放任果樹が増加している。

	の啓発。	
--	------	--

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農林業に係る被害を地域の問題として、焼津市鳥獣被害防止対策協議会を中心に地域ぐるみでこの問題に取り組む。

鳥獣を寄せ付けない集落づくりを重点に、次の取組により被害軽減目標として約10%減の3,227千円、434aを目指す。

○焼津市鳥獣被害防止対策協議会での連携

- ・生産者、JA、捕獲者、地域住民、農業委員会等と被害情報の情報共有
- ・関係者が連携して一体となった対策の実施

○被害状況の把握

- ・生産者団体等と連携した生産者への鳥獣被害アンケート調査の実施、及び被害防止対策への活用

○鳥獣の習性について理解を深める

- ・住民参加の現地研修会や講演会の開催
- ・生産者や住民に対しリーフレットなどの配布

○被害防止目的の捕獲の実施

- ・捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援による被害防止目的の捕獲の推進
- ・捕獲者と連携した捕獲を行うとともに、担い手の確保に取り組む

○地域の取り組みを支援

- ・地域懇談会の開催など、地域を主体とした対策への合意形成
- ・地域住民が主体となった鳥獣を寄せ付けない集落づくりの推進
- ・生産者の狩猟免許取得の支援

○耕作放棄地等、鳥獣が好む環境の減少を図る。

- ・耕作放棄地や放任果樹等の伐採の指導や啓発
- ・隠れ場所となる藪や落下果実等の除去の指導

○効果的な電気、防護柵等の設置

- ・電気柵及び防護柵等の設置推進
- ・効果的で正しい電気柵及び防護柵等設置の指導
- ・電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに過度の電流での使用をしないよう指導、啓発する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・被害軽減に向けて、協議会において地域住民から被害情報を収集し、捕獲者とともにわなの設置場所を検討するなど効率的な捕獲を実施する。
- ・農家等の生産者によるわな免許の取得を推進し、被害者自らが捕獲を実施

できる体制を整える。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年 ～令和2 年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none">被害発生地域の住民へ鳥獣被害防止対策の啓発を行い、被害発見時には、市担当課等へ速やかに通報する体制の構築を目指す。生産者等が自らわな免許を取得し、捕獲が実施できる体制作りを推進する。焼津市被害防止計画の達成に向けて、捕獲報奨金制度や国の緊急捕獲活動支援事業による、捕獲者への支援を実施する。狩猟免許試験等について、広報や情報提供を行い担い手の育成、確保を支援する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画に定められた被害防止目的の捕獲に関する事項を遵守し、適正な捕獲を実施する。	
イノシシ	過去3年間における捕獲実績（狩猟での捕獲は含まない）は平成26年度57頭、平成27年度55頭、平成28年度123頭と増加傾向にある。生産者からの被害相談件数も増加傾向にあり、個体数の増加も推測されることから、平成30年度以降の捕獲計画数を150頭とする。
ニホンジカ アナグマ	農家や地元住民からの目撃情報が寄せられており、ニホンジカでは親子での群れも発見されていることから、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。また、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、平成30年度以降の捕獲計画数をニホンジカ5頭、アナグマ20頭とする。
ハクビシン	果樹やトウモロコシ等の食害が発生しており、今後個体数の増加や被害の拡大が考えられる。また、山林が連なっている近隣市での被害も発生している状況であるため、令和2年度以降の捕獲計画数を20頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等
------	--------

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	—	—	20頭

【参考】

対象鳥獣	被害防止目的の捕獲実績				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
イノシシ	57頭	55頭	123頭	108頭	69頭
ニホンジカ	—	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—	9頭
ハクビシン	—	—	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン</p> <p>わなによる被害防止目的の捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害のある中山間地域を中心に安全を最優先に実施する。 ・捕獲は被害発生時期での実施を基本とする。ただし、夏期においては、草木が繁茂することや高温下における作業となることから、事故の発生確率が高まるため、できる限り避けるものとする。 ・緊急的な捕獲が必要な場合、その都度被害防止目的の捕獲を実施する。 ・事故防止の観点から、銃器の使用は止めさしに限ることとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
焼津市内	イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシンについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ被害防止目的の捕獲許可権限が委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成30年度	平成31年度	令和2年度

<p>イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・ 市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・ 市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害鳥獣の分布、被害実態及び重点被害防止地域を把握し、必要な整備を検討する。 ・ 市単独補助事業により電気柵や防護フェンス、ネット等の取り組みを支援。
--	--	--	--

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年 ～ 令和2 年度	イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止の検討、研究。 ・ 電気柵等の効果的な設置方法の広報及び農家への周知。 ・ 耕作放棄地の解消方法の検討。 ・ 放任果樹や食物残さの撤去等、生産者や住民に対し鳥獣被害防止に関する技術情報の提供。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
焼津市	全体の総括・被害防止目的の捕獲許可
焼津警察署	鳥獣被害に関する情報提供・助言・指導
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣対策に関する助言・指導
地元狩猟者等	被害防止目的の捕獲の実施・助言・指導
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

<p>住民等からの目撃情報 ↓ 焼津市役所農政課 ↓ ・ 庁内関係各課（学校教育関連等） ・ 庁外①焼津警察署 ②静岡県志太榛原農林事務所 ③地元狩猟者等</p>

④鳥獣保護管理員

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	焼津市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
焼津市	事務局及び協議会に関する全般的な管理・調整
焼津市農業委員会	鳥獣被害関連情報の提供及び生産者への指導
大井川農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供、助言、協力及び指導
焼津市猟友会	鳥獣被害関連情報の提供及び被害防止目的の捕獲の実施
東益津地区自治会	被害状況等の情報提供と対策の協力
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣被害関連情報提供及び助言
その他	有識者としての助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
静岡県志太榛原農林事務所	鳥獣被害関連の情報提供や被害防止技術に関する情報提供、助言、協力及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止体制の強化を図るため、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けて、活動内容の具体化や隊員確保の調整を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○近隣市町等との連携強化

- ・「志太榛原地域鳥獣対策連絡会」への参加等により、近隣での鳥獣被害情報の収集及び被害対策方法の検討を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は速やかな埋設処分を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。

また、新たな処分方法についても調査・研究する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現状では、捕獲した鳥獣は、捕獲者が自家消費、埋設処分している。今後は、ジビエとしての利用や広域的な獣肉処理加工施設の整備について、周辺市町と協議・検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

技術の習得や情報、情勢を把握するために、「志太榛原地域鳥獣害対策連絡会」などの関係機関とともに情報交換を行う。

具体的な対策の実施にあたっては、鳥獣被害対策総合アドバイザーや鳥獣保護管理員、狩猟免許保持者など専門的立場からの指導、助言を受け、適切な被害防止策を講じる。また、生産者や地域住民一人ひとりが鳥獣被害対策に取り組む体制づくりのために、対策方法の情報発信等を行う。その他、被害対策は安全を最優先とし、電気柵の設置は、警告看板などの安全対策を十分行うとともに過度の電流での使用をしないよう指導、啓発し、捕獲の実施にあたっては、わな設置標識やハイカーへの注意標識を設け、事故防止に努める。